

第一回

参第一号

青少年禁酒法（案）

第一条 この法律は、心身発育の途上にある青少年を酒害から護り、教育、慰楽等の諸施設と相まつて、次期時代を担当する者の健全な発達を期することを目的とする。

第二条 この法律において青少年とは、年齢二十五年未満の者をいう。

第三条 青少年は、酒類を飲用してはならない。

未成年者に対して親権を行う者又は親権者に代つてこれを監督する者は、未成年者の飲酒を知つたときは、これを制止しなければならない。

営業者で、その業態上酒類を販売又は供与する者は、青少年の飲用に供することを知つて、酒類を販売又は供与してはならない。

第四条 前条第一項又は第二項の規定に違反した者は、これを科料に処する。

前条第三項の規定に違反した者は、これを三箇月以下の懲役又は三千元以下の罰金に処する。

第五条 営業者が未成年者又は禁治産者であるときは、この法律で適用する罰則は、これを法定代理人に適用する。但し、その営業に関し成年者と同一の能力を有する未成年者はこの限りでない。

営業者が法人であるときはその代表者、営業所の代理人、使用人その他の従業者が営業者の業務に関し第三条第三項の規定に違反したときは、その行為者に対して第四条第二項の罰則を適用する外、営業者に対し同条同項の罰金刑を科する。但し、営業者が違反の防止に必要な措置をしたときは、この限りでない。

附 則

未成年者飲酒禁止法は、これを廃止する。

理 由

次期時代を担当する青少年を酒害から護り、その健全な発達を期するために、青少年の禁酒に関する法律を制定する必要がある。

これが、この法律案を提出する理由である。